

老推発 0722 第 1 号  
老指発 0722 第 1 号  
老高発 0722 第 2 号  
老振発 0722 第 2 号  
老老発 0722 第 2 号  
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局振興課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び  
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて介護施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

## 記

- 1 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) 第 26 条等の介護保険法等の関係法令において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられているが、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考 1) 関係省令、通知

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) 第 26 条

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)

### 第四 運営に関する基準

#### 25 非常災害対策

- (1) 基準省令第二十六条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
- (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

※ 他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

(参考 2) 点検対象施設・サービス

- ①広域型特別養護老人ホーム ②地域密着型特別養護老人ホーム③介護老人保健施設
- ④介護療養型医療施設 ⑤介護医療院 ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム
- ⑧有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)

- ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。）
- ⑪認知症対応型共同生活介護
- ⑫小規模多機能型居宅介護
- ⑬看護小規模多機能型居宅介護
- ⑭短期入所生活介護
- ⑮通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑰療養通所介護
- ⑱通所リハビリテーション（介護保険法第71条による居宅サービスに係る第41条第1項本文の指定を受けた事業所を含む。）
- ⑲認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）や「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成31年2月1日老総発0201第1号、老高発0201第1号、老振発0201第1号、老老発0201第3号）等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、介護保険施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いします。

（具体的な項目例）

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

子保発 0727 第 1 号  
子子発 0727 第 1 号  
子家発 0727 第 1 号  
子母発 0727 第 1 号  
令和 2 年 7 月 27 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児 童 福 祉 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
中 核 市

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 母 子 保 健 課 長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び  
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等においては、自力避難が困難な乳幼児等も利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて児童福祉施設等の非常災害対策及び利用児童等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

- 1 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第6条等の児童福祉法等に定められている児童福祉施設等の非常災害対策に万全を期すよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考)

- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

#### 第六条

児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

※他、各事業基準省令等に同旨の記載

- 2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した児童福祉施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号)や「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について(依頼)」(平成29年2月20日雇児総発0220第2号)等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、児童福祉施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・児童福祉施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数、所要時間等))
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

事務連絡  
令和2年7月22日

都道府県  
各 指定都市 生活保護担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の  
実施に関する指導・助言の徹底について

救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む。）及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施については、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第18号）により定められており各施設において適切に行っていただく必要があります。

平成29年度に実施した調査結果（注1）から、平成30年度にかけてそれぞれの施設のご努力により、非常災害計画の策定率及び避難訓練の実施率が向上しているところ（注2）であります。未だに非常災害対策計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるところです。

今般の令和2年7月豪雨により、水害・土砂災害が発生しているところでもあり、出水期となった現在、改めて起こりうる災害に対し網羅的に対処できる準備が必要です。こうした観点から、都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、貴管内市町村及び救護施設等に対し、適切な非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、非常災害対策計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設を改めてご確認いただき、対応が行われていない施設に対しては、直ちに対応が行われるよう強力かつ速やかに指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。

（注1）「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成30年12月28日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

（注2）非常災害計画の策定状況及び避難訓練の実施状況（全国の状況）

	（平成29年度）		（平成30年度）
避難訓練の実施状況	53.0%	→	85.7%
非常災害対策計画の策定状況	70.3%	→	82.6%（暫定値）

(参考 1)

「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年 厚生省令第 18 号) (抄)

(非常災害対策)

第 7 条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。

(参考 2)

「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」(平成 24 年 3 月 26 日付 厚生労働省社会・援護局長通知) の (別添) 保護施設指導監査事項

<主眼事項>

3 防災対策の充実強化

<着眼点>

防災対策について、その充実強化に努めているか。

ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。

イ 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか。

ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。

エ 救護施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されているか。

また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない)。

オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか)。

【具体的な項目例】

- ・ 救護施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・ 関係機関との連携体制

カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。

キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。

なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。

**(参考3) 令和2年3月4日 社会・援護局関係主管課長会議資料**

保護課（資料3）P72（保護施設における非常災害対策計画）部分参照

厚生労働省 社会・援護局 保護課  
保護事業室 自立支援係  
連絡先：03-5253-1111（内線 2833）  
[SEIHOJIRITSU@mhlw.go.jp](mailto:SEIHOJIRITSU@mhlw.go.jp)



都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
（公印省略）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び  
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等は、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて障害者支援施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）第44条等の障害者総合支援法等の関係法令において、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について義務付けられているが、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について速やかに点検をお願いします。

（参考1）関係省令、通知

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（非常災害対策）

第 44 条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(38) 非常災害対策（基準第 44 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものである。

※他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

（参考 2）点検対象施設・サービス

- ①障害者支援施設      ②療養介護事業所      ③生活介護事業所      ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所      ⑥就労移行支援事業所      ⑦就労継続支援事業所      ⑧共同生活援助事業所
- ⑨福祉型障害児入所施設      ⑩医療型障害児入所施設      ⑪児童発達支援センター
- ⑫児童発達支援事業所      ⑬医療型児童発達支援事業所      ⑭放課後等デイサービス事業所

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未策定又は内容が不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強

化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号)や「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成 30 年 12 月 27 日障障発 1227 第 1 号)等の通知や当該通知の添付資料を参照のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、障害者支援施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の策定状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・ 障害者支援施設等の立地条件 (地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所 (市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路 (避難場所までのルート (複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等